

熊本県予防接種広域化事業協力医療機関（熊本市外）で

予防接種を受けるための注意事項

1. 今回お渡した『予診票』は、大切に保管してください。もし、紛失した場合は、感染症予防課または発行を受けた区役所に連絡をしてください。
2. 予診票交付対象のお子さんが予防接種を行う際に使用し、絶対に他の人に譲渡しないでください。
3. この予診票により無料で予防接種を受けられるのは、指定した医療機関のみです。指定の医療機関は、感染症予防課、各区役所で確認をしてください。
4. 事前に必ず医療機関に連絡し、実施時間の確認や予約等を行ってください。
5. 当日は、予診票・母子健康手帳及び住所を確認するための健康保険証を忘れずに持参してください。
6. 市外へ転居した場合、今回発行した熊本市の予診票は使用できません。転居先の市町村へ実施方法を確認してください。

問い合わせ先

熊本市保健所 感染症予防課 電話096-364-3189

中央区役所	保健こども課	電話096-328-2419
東区役所	保健こども課	電話096-367-9134
西区役所	保健こども課	電話096-329-1147
南区役所	保健こども課	電話096-357-4138
北区役所	保健こども課	電話096-272-1128